

旭川医科大学病院受託実習生受入れ規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院受託実習生受入れ規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院受託実習生受入れ規程(平成16年旭医大達第70号)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略) (定義) 第2条 この規程において「受託実習生」とは、<u>医師</u>、看護師、助産師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等の<u>医療従事者等</u>の養成機関(以下「養成機関」という。)の長から、本院における実習の委託を申請された学生等で、病院長の許可を得た者をいう。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年9月2日から施行する。</u> 【改正理由】 その他の職種に含めていた医師の取扱いを明確化するため、所要の改正を行うものである。	(略) (定義) 第2条 この規程において「受託実習生」とは、看護師、助産師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等の<u>医療技術者等</u>の養成機関(<u>国立の養成機関を除く。</u>以下「養成機関」という。)の長から、本院における実習の委託を申請された学生等で、病院長の許可を得た者をいう。 (略)